



## 高校・大学進学のための「受験生チャレンジ支援貸付」の申し込み受け付け中です！

今年度の申込期限は令和6年1月31日(木)です。

申し込みには初回相談(予約制)が必要です。お早めにご相談ください。


### ●学習塾等受講料貸付金

**種類**学習塾・各種受験対策講座・通信講座の受講費用(学習塾などに要件あり) **上限金額**中学3年生・高校3年生=200,000円

### ●受験料貸付金

**種類**学校教育法に規定する高等学校(特別支援学校高等部・高等専門学校を含む)および大学(短期大学・専修学校・専門職大学・各種学校を含む)の受験料 **上限金額**中学3年生=27,400円、高校3年生=80,000円

### 【共通事項】

**備考**世帯収入(所得)・保有資産・債務の状況などの要件あり。高校・大学などへ入学した場合は返済免除(要申請)。相談窓口の開設時間は祝日・年末年始を除く月～金曜日午前9時30分～午後4時30分。  詳細は、公式ホームページ参照 **ID**1003108 **福社**

総務課 ☎(338)6889

## 青少年団体へキャンプ場を貸し出します

**貸出期間**7月22日(土)～8月27日(日)(2泊3日まで。月・火曜日の日帰り利用、日曜日から火曜日までの宿泊利用不可) **場**多摩レクリエーション施設キャンプ場(稲城市大丸) **対**次のすべての条件を満たす団体①市内で活動する青少年の健全育成を目的とする10人以上の団体(講習会当日は家族利用も可。高校生を超える方の人数が全体の5割以内)②営利・政治・宗教の活動を目的とした団体でないこと③市内在住・在勤・在学者が過半数以上④キャンプの参加者が10人～45人⑤代表者がキャンプ講習会[7月22日(土)午前10時～11時に、現地で利用上の条件・ルールの説明、設営や野外活動に必要な講習を実施]に参加できる⑥複数の利用希望日を出せる(他団体と重複の場合は調整) **料**1人1泊300円(日帰りも同額。小学生未満は無料) **備考**本施設は米軍のレクリエーション施設。国籍により利用できない場合あり。外国籍の方は申し込み前に要問い合わせ。中止の場合は申込者へ連絡 **ID**1011791 **申**6月16日(金)必着の、はがきまたはファクシミリで、団体名・代表者名・住所・電話番号・利

用希望日(第3希望日まで)を記入の上、〒206-8666児童青少年課 ☎(338)6917・**電**(372)7988へ

## 6月は児童手当・児童育成手当の支払月です

6月15日(木)ごろに受給者の口座に振り込みます。6月30日(金)になっても振り込まれていない場合はご連絡ください。

●**現況届を忘れずにご提出ください**  
児童手当や児童育成手当を受給している方のうち、提出が必要な方に6月1日に現況届の用紙を送付しました。必ずご提出ください。

**提出方法**6月30日(金)までに、公式ホ

ームページのインターネット手続き(児童育成手当のみ利用可)・郵送または直接持参で、〒206-8666市役所2階子育て支援課へ

### ●児童手当の申請を忘れていませんか

出生や転入などにより申請事由が発生したご家庭の方は忘れずに申請してください。申請月の翌月分から支給対象になります。詳細は、お問い合わせください。

### 【共通事項】

**ID**児童手当=1003454、児童育成手当=1003456 **場**子育て支援課 ☎(338)6851・**電**(372)7988



## 消費者相談室だより

No.174

### 思いがけない夏のやけど

夏になると「日差しで熱くなっていた滑り台で、子どもがお尻をやけどした」などの情報が寄せられます。強い日差しで熱せられた公園遊具などの金属部分は70℃以上になることもあり、やけどの危険が潜んでいます。

特に子どもは、大人に比べ皮膚が薄く体表面積も小さいことなどから、やけどが重傷になる

傾向があり注意が必要です。大人が気を付けるだけでなく子どもにも危険性を教えましょう。

**相談日**月～金曜日、第1・3土曜日(第1・3木曜日、祝日、年末年始を除く) **相談時間**午前9時30分～正午、午後1時～4時 **ID**1003281 **場**消費生活センター消費者相談室(ベルブ) ☎(374)9595

## ひとり親家庭などへの手当・助成制度をご存じですか？

### 【共通事項】

**備考**(1)～(3)は所得制限あり。母・父に一定の障がいがある家庭も申請可(要件あり)。各制度に資格要件・基準・所得制限などあり。詳細は、要問い合わせ

### (1)児童扶養手当

**対**18歳に達した年度の末日までの児童(児童に一定の障がいがある場合は20歳未満)を養育している母・父または養育者 **月額**児童1人=44,140円、2人=54,560円(3人目以降=1人につき6,250円加算) **備考**所得額により手当額の変動あり。JR通勤定期乗車券の割引購入、都営交通の無料パス交付、水道・下水道料金および有料ごみ袋の減免制度あり **ID**1003455

### (2)児童育成手当

**対**18歳に達した年度の末日までの児童を養育している母・父または養育者 **月額**児童1人=13,500円 **備考**一定の障がいがある20歳未満の児童を養育している場合は児童1人あたり月額15,500円 **ID**1003456

### (3)ひとり親家庭等医療費助成制度

**対**18歳に達した年度の末日までの児童(児童に

一定の障がいがある場合は20歳未満)を養育している母・父または養育者と児童 **内**医療機関などでの診療や調剤薬局で投薬を受ける際の保険内自己負担金助成(一部負担あり) **ID**1003467

### (4)ひとり親家庭相談

母子父子自立支援員が、経済的なこと・家族関係に関わることなど生活全般の相談を受け、専門窓口の紹介や助言などにより問題解決を支援します。①～③の利用を希望する場合は、必ずひとり親家庭相談をご利用ください。

**備考**秘密は厳守します。要事前予約 **ID**1003462

#### ①母子及び父子福祉資金の貸付

**対**原則として6カ月以上都内在住の、20歳未満の子どもを扶養している母子・父子家庭で、償還計画を立てることが可能な方 **内**経済的に自立して安定した生活を送るための資金を貸し付け **貸付内容**就学支度・修学・事業開始・事業継続・技能習得・修業・就職支度・医療介護・生活・住宅・転宅・結婚の各資金 **備考**貸付限度額あり。要保証人(保証人は一定の要件あり)。審査あり **ID**1003465

#### ②ひとり親家庭ホームヘルプサービス

**内**日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣

**場**子育て支援課(1)～(3)= ☎(338)6851・(4)= ☎(338)6833

(子どもの世話・食事の支度・掃除・洗濯などの居宅内での日常生活の支援、利用者の居宅と市内の保育園・学童クラブなどへの送迎) **備考**所得に応じて費用負担あり。要登録 **ID**1003463

### ③ひとり親家庭自立支援給付金事業

【(a)(b)共通事項】

**対**市内在住の20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母・父子家庭の父で、児童扶養手当の支給対象所得基準の方 **内**就業に必要な能力開発・資格の取得を支援 **ID**1003469

#### (a)ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

**内**対象講座(1講座に限る)に要した受講料の100分の60に相当する額を助成 **備考**雇用保険制度との調整あり。対象講座の受講申し込み前に申請

#### (b)ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

**対**市が指定する資格を取得するため、修業年限6カ月以上の養成機関で修業している方 **指定資格**看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格 **支給額**月額10万円(市民税課税世帯=70,500円)。修業期間最後の12カ月は月額40,000円増額 **備考**所得により給付金額の変動あり。修業中の方は要相談